

佐賀県告示第三百三十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十二号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する区域

鳥栖市立石町字長蓮四四一番一三の一部及び五三七番の一部並びに字野副五四八番六の一部、五四八番八の一部及び五四八番一二の一部並びに西新町字所熊一三七五番一五の一部、一三七五番一七の一部及び一三七五番四五の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物